

2017年4月18日

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当 御中

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見

日本生活協同組合連合会

今回、貴庁が公表された「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」に関して、以下の意見、要望を提出いたします。

1. 食品表示基準の一部を改正について

意見：今回の改正そのものが、消費者が期待するものとはほど遠い、きわめてわかりにくい制度であり、制度の再検討を求めます。

（理由）

- ・食品表示は「消費者にとって見やすく、その内容が理解しやすく、そして消費者が活用できるものになっていること」が大切です。
- ・しかしながら改正案は、「全ての加工食品に原料原産地を表示させること」を第一義とするために、さまざまな例外表示を導入しており、消費者が期待する「加工食品の原材料の原産地が分かる表示」にはなっていません。

2. 新たな表示方法について

意見：一括表示は消費者が商品間で比較しやすい表示とすべきであり、現在の統一的な表示制度を維持すべきです。

（理由）

- ・現在の表示では消費者は、一括表示を見れば法律に規定された義務表示事項に関する情報を知ることができるようになっていました。現在の表示は統一的な表示方法であるため、商品間で比較しやすく、商品を選ぶ際に表示を参考にすることができます。
- ・しかしながら今回の改正案では、一括表示欄での原料原産地名記載方法、枠外記載などに関して事業者に選択の自由を与えており、同じ商品でも事業者によって（あるいは、同じ事業者の商品でも商品ごとに）表示方法が異なる状態が容認されています。
- ・こうした表示方法は、これまで維持してきた表示のあり方を根本的に変更するものであり、表示自体の有効性や信頼性を揺るがすものであると考えます。

3. 例外表示の導入について

意見：例外表示によって複数の表示方法を認めることは、表示をきわめてわかりづらくさせるものであり、例外表示の導入に反対します。

（理由）

- ・今回の改正案では、4つの例外表示が認められています。また、原則・例外を含め、事業者が表示方法を選択できることになっています。そのため、「同じ種類の商品で表示方法が異なる」ことになり、消費者は商品間で正しく比較できなくなります。
- ・また、改正案における「例外表示」の導入により、同じような言葉（原産地、原料原産地、中間加工地の製造地、原産国）が増え、また「、」と「又は」とは意味が異なるなど、日常的な感覚では、非常に複雑な制度となっています。
- ・食品表示は「一目で」「正確に」わかることが大切だと思います。消費者から見てわかりにくく、区別のしにくい例外表示は認めるべきではないと考えます。

4. 例外表示の導入について

意見：「製造地表示」「可能性表示」「大括り表示」「可能性+大括り表示」については、消費者の誤認や混乱を招くものであり、また、事業者による適正な表示の管理が困難であると考えられることから、導入すべきではないと考えます。

（理由）

「製造地表示」について

- ・今回の改正案では、表示の拡大を図るとしながらも、実際には商品の大半が「製造地表示」になることが想定されます（「第5回 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料より推計）。「製造地表示」（「国内製造」等）は、「原材料の原産地を示す」という制度の目的を満たさない上に、消費者からは「（原材料である）加工品が国内製造である」ということと「原材料が国産である」とこととの区別がつきにくく、誤認や混乱を招く表示であると考えます。
- ・また、加工度の高い中間加工品の場合の「製造地表示」（例：果糖ぶどう糖液糖（国内製造））に消費者のニーズがあるのかは疑問です。中間加工品の製造地表示を義務付ける必要性は高くないものと思われます。

「可能性表示」について

- ・今回の改正案では可能性表示をする場合は、1)「使用実績」ないし「使用計画」に基づく表示である旨とその根拠資料を保管することとし、2) 対象原材料に占める重量割合が低い原産地については5%未満である旨を表示することとして誤認防止策がなされている、と説明されています。しかし、このような誤認防止策をとったとしても、可能性表示を認める限り、手元にある商品の表示と実際に使用された原材料とは一致しないケースは十分考えられます（例として、「国産又は輸入」*平成〇〇年の実績に基づき表示、とあっても、手元にある商品は「輸入」だけの場合、など）。
- ・表示と内容が一致しない、ということは、これまでの「内容を正しく表示する」という一括表示の原則を曲げるものであり、食品表示制度そのものへの信頼を損なうものであると考えます。

「大括り表示」について

- ・「原材料の原産地を示す」という制度の目的に照らしても、「ある加工食品の原材料がどこから来たものかを知りたい」という消費者のニーズからしても、「輸入」という表示では、十分でないと考えます。

「可能性+大括り表示」について

- ・「輸入又は国産」「国産又は輸入」という表示は、ある意味当然のことを示しているだけであり、消費者にとって意味のある情報とは思えません。

5. 例外表示の導入について

意見：改正案は意図的に情報を隠すことが可能な制度であり、原料の原産地特定が非常に困難であることも合わせて考えると、事業者のモラルハザードにつながる可能性が高く、表示制度の信頼性を保つ立場から容認できません。また、今回の改正案は、表示のための手間やコストと消費者の受け取り方のバランスが非常に悪い制度設計になっており、制度設計そのものを再考すべきであると考えます。

(理由)

- ・今回の改正案では、たとえば、「表示することを避けた原産国」を「国内製造」や「輸入」と表示することにより、意図的に表示しないことが可能です。また、製品に海外原料を使用する場合、「〇〇、××、その他」と原則に則った表示を行うよりも、仕入れる前に国内のどこかで調味などの製造行為を行った上で仕入れをすることで、「国内製造」と表示することや、故意に3カ国以上の輸入原材料を使用して「輸入」と表示する、といったことも可能です。
- ・しかも、上記のような例外表示であれば、仕入れ実績を管理する必要はなく、事業者の負担が軽い制度になっています。
- ・一方で、事業者が（管理のための手間やコストが非常に大きい）原則に従って表示したにもかかわらず、特定の国名が表示されていることなどから消費者に支持をされない、あるいは消費者が「国内製造」や「国産または輸入」のような例外表示との区別がつかない、という状況も十分に考えられます。
- ・以上の内容は今回の制度改正から想定される事態の一端でしかありません。今回の改正案は、表示のための手間やコストと消費者の受け取り方のバランスが非常に悪い制度設計になっており、制度設計そのものを再考すべきであると考えます。

6. インターネット等による情報提供導入の検討について

意見：加工食品の容器包装に表示を義務付けることにこだわらず、インターネットでの情報公開や電話での問い合わせ対応に応じることを義務付ける（応答義務）などの方法もあわせて制度設計すべきと考えます。

(理由)

- ・今回の制度は消費者にとっても事業者にとっても、複雑で分かりにくく、加えて、実際の表示を想定すると「正確なこと、詳しいことはわからない」場合が多いと考えられます。したがって、正確に知りたい人は、結局、事業者に聞くしかない表示、ということになります。
- ・また、今回の改正では、一括表示部分での文字数の増加は避けられません。現在でも、「表示の文字が小さくて見にくい」「文字数が多すぎる」などの声があります。
- ・上記のような点を踏まえるならば、「全ての加工食品の容器包装に表示すること」を義務

付けることにこだわらず、インターネットでの情報公開や電話での問い合わせ対応に応じることを義務付けるなどの方法を組み合わせて考えるべきであると考えます。そうした点も含めて、「容器包装に表示すべきこと・一括表示内に表示すべきこと」について再度検討を行うべきです。

7. 国際整合性について

意見：原料原産地表示の規定が国際機関で合意されていない理由や背景について、十分に検討が行われているとは言えません。原料原産地表示の規定をめぐる国際的な動向を踏まえた制度設計とすべきです。

(理由)

- ・今回の制度設計において、国際的な国際規格を策定する国際機関であるコーデックス委員会で、(議論を行ったにもかかわらず)加工食品の原料原産地表示についての合意ができていない理由や背景について、十分に検討を行っているとはいえません。制度設計に先立つ「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」でも、国際的な議論の経過についてほとんど触れられていません。
- ・コーデックス委員会での議論の経過、現時点での判断、国際機関で合意が得られていない理由や背景について十分に検討した上で、制度設計を行うべきです。

8. 監視体制について

意見：監視体制が不十分な状態での複雑な制度導入はマイナス面が大きいと考えます。表示の裏付けとなる環境の整備を優先すべきです。

(理由)

- ・原料原産地表示については、企業におけるトレーサビリティが十分でないこと、分析による検証もほとんどできないことから行政監視が難しいのが現状です。これまでも、生鮮食品の原産地表示の偽装が疑われる事例で、実際の表示の正誤を確定することができなかつたり、解明までに非常に時間がかかっていたりしている例が数多くあります。
- ・このように行政による監視の方法や体制が不十分な状態で、今回のような複雑な制度を導入すると、監視指導が機能せず、偽装や表示の誤りが事実上野放しになることが懸念されます。
- ・このような状態では、制度の許容範囲を逆手にとる企業が出てくることも十分に想定されます。社会的に検証でき、監視や指導がきちんとできる状態を整えてからしかるべき制度を導入すべきと考えます。
- ・一方でこの複雑な制度は事業者でも理解しにくく、間違いも起きやすいのではないのでしょうか。例えば、原産国の表示順が違っていた、などの間違いでも、法違反(指導対象)となり、回収して廃棄、となることも想定されます。品質上は問題のない食品を大量に廃棄することにもなり、いっそう食品ロスが増える可能性もあると思われます。

以上